

学修の成果に係る評価の基準

(授業科目修了の認定)

- 授業科目修了の認定は、その科目の目標において求める知識、技能、態度等の修得の程度の評価に基づき、教授会の審議を経て学長がこれを決定する。
- 前項の評価は、試験及び実習における観察等によって行う。
- 成績の評価は、秀・優・良・可・不可の5種類とし、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。(秀：90点以上、優：80点以上、良：70点以上、可：60点以上、不可：59点以下)
- 各授業科目（臨床実習又は臨地実習を除く。）の受験資格は、その授業科目の規定の授業時数（講義と実習の合計時数）及び実習時数のそれぞれについて3分の2以上出席した者に与える。
- 必修科目に受験資格のない者は、その授業科目を再び履修しなければならない。
- 臨床実習生又は臨地実習生となるための資格については、別に定める。
- 前各項に定めるもののほか授業科目の履修については、別に定める。